

求人票の作成にあたって

- 1 事前に面接希望者数の見込み調査はおこないませんので、ご了解ください。
- 2 年齢について
下記の例外事由に該当する場合を除き、年齢は「不問」としてください。

例 外 事 由

- | | |
|------|--|
| 1号 | 定年を上限として、定年未満の労働者を期間の定めのない労働契約で募集・採用する場合 |
| 2号 | 労働基準法などの法令の規定により年齢制限が設けられている場合 |
| 3号のイ | 長期継続によるキャリア継承の観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
①対象者の職業経験は不問とすること
②新規学卒者以外の者にあつては、新規学卒者と同等の処遇であること |
| 3号のロ | 技能・ノウハウの継承の観点から、特定の職種において労働者数の相当程度少ない特定の年齢層に限定し、かつ期間に定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合 |
| 3号のハ | 芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請がある場合 |
| 3号のニ | 60歳以上の高年齢者又は特定の年齢層の雇用を促進する施策（国の施策を活用しようとする場合に限る。）の対象となる者に限定して募集・採用する場合 |

- 3 面接及び選考にあたっては、「障害の種類」、「性別」で判断しないようお願いします。
※「仕事内容」、「求められる能力」をイメージできるよう、具体的にわかりやすく記載することによって、仕事ができると判断した求職者が応募します。
- 4 面接会の応募では、障害者トライアル雇用制度は利用できません。